

# 高濃度PCB含有電気工作物の管理について

## (ポリ塩化ビフェニル)

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

平成28年9月から10月にかけてPCB含有電気工作物の管理に関し、「電気関係報告規則」、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」等の関係法規が制定・改正され、これにより変圧器・コンデンサー等のPCB含有電気工作物の処分期限の明確化、各種届出様式の変更及び追加と、当該機器が高濃度PCB含有電気工作物（PCB濃度が5,000mg/kg超のもの）に該当するかどうかを主任技術者自らが確認することが義務づけられました。

この内、特に高濃度PCB含有電気工作物は、愛知、岐阜、三重、静岡、長野の5県においては平成34年3月31日までに電路から外した上で、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株）への処分委託の義務が設置者に課せられました。（右ページを参照してください）

また、電気関係報告規則により、設置されている電気工作物が以下に当てはまる場合は、産業保安監督部電力安全課への届出が義務付けられています。



変圧器



コンデンサー

様式第13の6  
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書

年 月 日

殿

住所 〒  
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 団

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL
電気主任技術者等の氏名	(選任又は外部委託(電気保安法人又は電気管理技術者)の別)
電気主任技術者等の連絡先	TEL

(その他参考となるべき事項)

〔注〕本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第21条第2項に基づき後継の提供及び同法第6条第1項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の策定を実施するための、関係省、都道府県及び関係行政機関の協定で定められた事項へ提供することがあります。

様式13の6：管理状況届出書

- ①PCB含有電気工作物（高濃度・低濃度）であることが判明した場合 **【設置等届出書】**
- ②上記の判明した場合の届出を行った後、設置者氏名、住所表示、事業場名称、事業場所在地表示等の届出事項に変更があった場合 **【変更届出書】**
- ③PCB含有電気工作物（高濃度・低濃度）を廃止した場合（※電路から外した場合をいう。なお、PCB含有電気工作物の廃止後は、PCB廃棄物として、PCB特措法の届出が必要となり、都道府県市が提出先（相談窓口）となります。） **【廃止届出書】**
- ④PCB含有電気工作物（高濃度・低濃度）の絶縁油の漏出事故を起こした場合 **【事故届出書】**
- ⑤高濃度PCB含有電気工作物を、前年度末に設置している又は予備として有している場合（※6月末までに届出が必要となります。） **【管理状況届出書】**

この内、⑤の**【管理状況届出書】**は今回の改正で新たに定められたものであり、「高濃度PCB含有電気工作物」を設置されている設置者の皆様におかれましては期限までの確実な提出をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせは、下記窓口までお願いいたします。  
中部近畿産業保安監督部 電力安全課 TEL: 052-951-2817

<http://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/denryoku-index.htm>